

VII 農村環境



世界農業遺産・世界かんがい施設遺産

世界農業遺産（GIAHS）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業も含む）を保全し、次世代に継承するため、平成 14 年に国際連合食糧農業機関（FAO）が創設した制度です。

日本では、平成 23 年から平成 30 年 3 月までに 11 地域が認定されており、岐阜県長良川上中流域は平成 27 年 12 月 15 日に認定されました。また、世界では 21 か国 57 地域（平成 30 年 12 月末現在）が認定されています。

○「清流長良川の鮎」～里川における人と鮎のつながり～の特徴

長良川は、流域に 86 万人を抱え、都市部を流れる川でありながら豊かな水量と良好な水質を誇り、鮎を中心とした内水面漁業が盛んな地域です。その長良川は流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びついています。

長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が連環している世界に誇るべき里川のシステムです。



○推進体制

・世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

構成員：長良川漁業対策協議会、岐阜県、岐阜市、関市、美濃市、郡上市、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県森林組合連合会、一般社団法人岐阜県観光連盟、岐阜県商工会議所連合会

設立：平成 26 年 7 月 24 日

・世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ

概要：趣旨に賛同し、地域での普及啓発や協議会と連携し活動を展開する各種団体
登録数：88 団体（平成 31 年 2 月 1 日現在）

○「清流長良川の鮎」の保全・継承・発展への取組み

・世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が、平成 28 年 9 月に長良川の恩恵を受け育まれた自慢の商品を、「清流長良川の恵みの逸品」として認定する制度を創設しました。現在 106 品目が認定されています。

・GIAHS 鮎の日

概要：「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを記念し、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が、7 月第 4 日曜日を「GIAHS 鮎の日」に制定しました。
平成 30 年度は、7 月 22 日に清流長良川あゆパークをメイン会場に開催し、「鮎」や川に触れ合い親しむ多彩なイベントを県内各地で開催しました。

認定商品数

鮎	7
水産加工品・料理	44
農林産物	9
農林産加工品	17
飲料	4
菓子	16
伝統工芸品	9
計	106



【GIAHS 鮎の日 鮎友釣り体験】

・ **G I A H S 国際フォーラム**

概要：「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承の実践において得られた経験及び先進事例について知事が基調講演を行い、「世界農業遺産の認定は始まりに過ぎない。認定後の取組みに何をすべきかが大切。」と訴えました。

日時：平成 30 年 4 月 19 日

場所：F A O 本部（イタリアローマ）



【GIAHS 国際フォーラム
知事の基調講演】

・ **全国 G I A H S の集い in ぎふ**

概要：国内の世界農業遺産認定地域の関係者が一堂に会し、その保全・活用・継承について情報交換を行い、広域的な連携の輪を広げるとともに、「長良川システム」の意義や流域の魅力を P R しました。

日時：平成 30 年 10 月 10 日・11 日

場所：岐阜グランドホテル（岐阜市）他

- 内容：
- ・世界農業遺産広域連携推進会議
 - ・J-GIAHS ネットワーク会議
 - ・世界農業遺産国際シンポジウム
「GIAHS のセカンドステージを考える」
 - ・「清流長良川の鮎」エクスカージョン
 - ・世界農業遺産マルシェ



【全国 GIAHS の集い in ぎふ
世界農業遺産国際シンポジウム】

○ **世界農業遺産認定を契機とした国際貢献**

開発途上国における食料対策、特に内水面漁業の分野での貢献を実行するため平成 28 年に設立した「岐阜県内水面漁業研修センター」において、研修生を受け入れるとともに、専門研究員の派遣による現地技術指導を実施しました。

＜平成 30 年度実績＞

- ・研修、視察の受け入れ実績：17 カ国 31 名
- ・専門研究員派遣実績：1 カ国 2 回 4 名



【内水面漁業研修センター】

○ **世界かんがい施設遺産**

世界かんがい施設遺産は、建設から 100 年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録するために、国際かんがい排水委員会 (ICID) が 2014 年に創設した制度で、平成 27 年 10 月に「曾代用水」が県内で初めて登録されました。

「曾代用水」は関市・美濃市の農地約 1,000ha を受益とする、延長約 17 k m の県下有数の基幹的農業用水路であり、約 350 年前に地元の豪農が私財を投じ、農家主導で建設された事業過程や、現在でも地域農業の発展に寄与し続けていることが評価されました。

＜主な取組等の状況＞

- 平成 28 年 10 月 19 日 フィリピン、ベトナム、
インドネシア各国政府職員視察
- 平成 28 年 11 月 9 日 皇太子同妃両殿下 行啓
- 平成 29 年 11 月 7 日 静岡県芦ノ湖水利組合視察
- 平成 30 年 9 月 19 日 下有知小学校 4 年生見学
- 平成 30 年 10 月 3 日 中有知小学校 4 年生見学



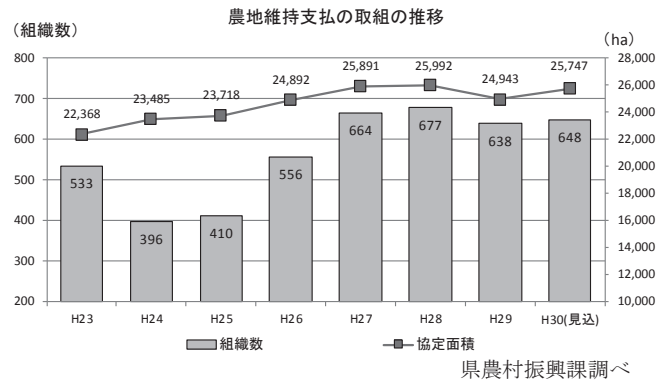
曾代用水 杵之戸分水（関市）

農村環境

○農地維持支払の取組みは 2.6 万 ha

地域住民などの参画を得て、農地や農業用施設などの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全にも役立つ地域ぐるみでの活動を支援しています。

平成 30 年度のこれらの共同活動は、648 組織、約 2 万 6 千 ha（認定面積）で取り組まれています。

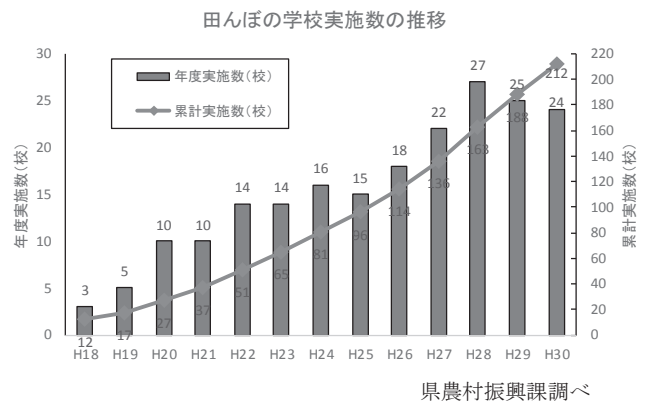


○ふるさと水と土指導員は 34 人

農地や農業用水路などの農業用施設の保全や地域住民活動の地域リーダーとして、現在県内各地で、34 人(H30)の「ふるさと水と土指導員」が活動しています。

○田んぼの学校実施校は 24 校

将来を担う子ども達、地域住民などに、農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さを伝えるために、生き物調査などの環境教育「田んぼの学校」を実施しています。



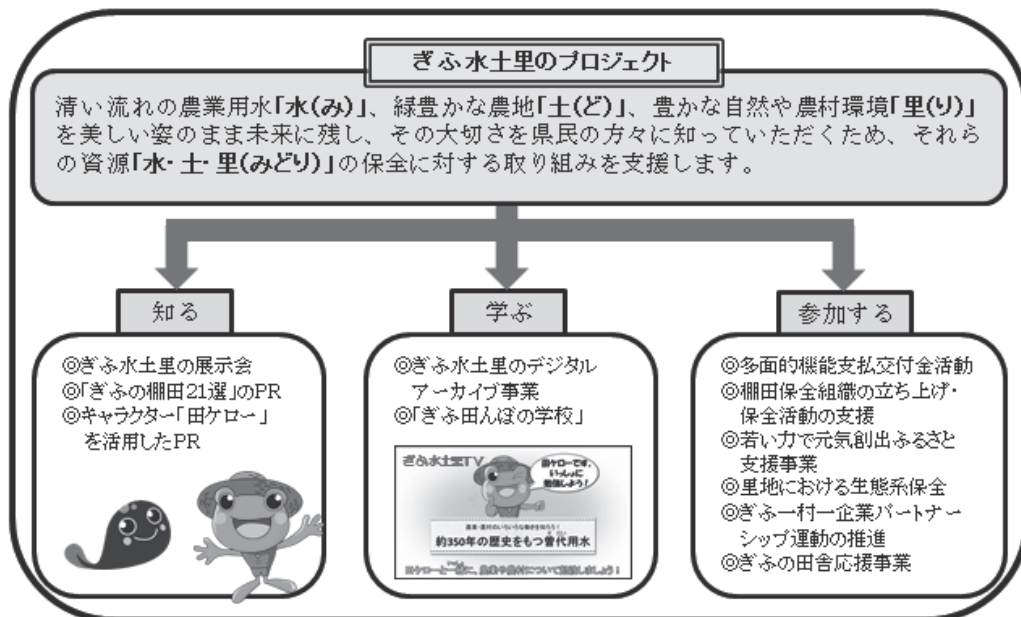
○水田魚道の設置は 19 箇所

「清流の国ぎふ」づくりの一環として「水みち」の連続性を通じた生物多様性の推進に取り組んでおり、水田が持っていた産卵・繁殖・育成の場としての機能の復元を図るために、水田と水路をつなぐ水田魚道の設置を推進しています。平成 30 年度までに県内で 19 箇所設置しており、昨年から 2 箇所増加しました。



水田魚道の設置

○ぎふ水土里のプロジェクトについて

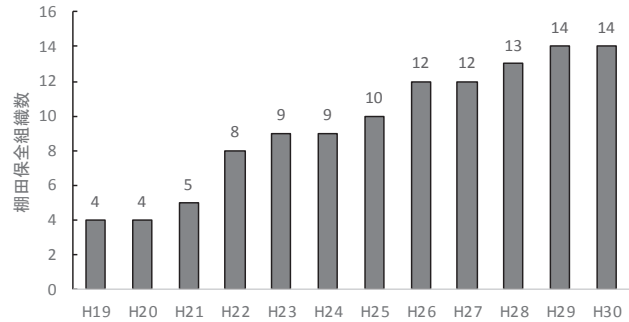


○棚田保全の活動組織は 14 組織

県内には東濃、飛騨を中心に約 4,300ha（約 700 団地）の棚田があります。

このうち『ぎふの棚田 21 選』に認定されている棚田は 19 地区あり、いずれも美しい棚田景観が残されています。また、棚田を保全するため、現在、14 の棚田保全活動組織が活動しています。

棚田保全組織数の推移



県農村振興課調べ

ぎふの棚田 21 選

市町村名	棚田名	保全活動組織	設立年度
揖斐川町	貝原	貝原棚田保存会	H23
郡上市	三ヶ村・畑ヶ谷	三ヶ村棚田を守る会	H26
		畑ヶ谷棚田を守る会	H26
	正ヶ洞	前谷棚田を守る会	H28
八百津町	赤薙	—	
	上代田	北山集落	H19
中津川市	牧戸	中津川市牧戸棚田保存会	H25
恵那市	大円寺	—	
	栃久保	恵那市栃久保棚田保存会	H22
	坂折	NPO 法人恵那市坂折棚田保存会	H19
	佐々良木西	—	
	佐々良木東	佐々良木東棚田保全組合	H29
	野井中・野井東	—	
下呂市	小川	下呂市小川高洞棚田保全会	H21
	乗政（竹原地域）	—	
	福来	—	
	野上・尾崎	上野上棚田の里	H28
高山市	ナカイ田	—	
	滝町	滝町棚田保存会	H19
飛騨市	種蔵	種蔵を守り育む会	H19

ぎふの棚田 21 選以外で保全活動組織がある棚田

市町村名	棚田名	保全活動組織	設立年度
恵那市	猪狩棚田	恵那市猪狩棚田保存会	H22

○ぎふの田舎応援隊

農村地域を将来にわたり守っていくため、都市住民等による農村地域の保全活動等を支援する制度を始めました。

現在、184 人がぎふの田舎応援隊に登録し、県内各地で活動をしています。平成 30 年度は 18 回の活動を行い、のべ 112 人の隊員が県内の棚田をはじめとした農村地域での草取りなどの保全活動に取り組みました。



ぎふの田舎応援隊活動

○農業集落排水処理施設の普及率は 100%

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、県内の 28 市町村で農業集落排水処理施設が整備され、人口普及率は 100%となっています。

県下の農業集落排水処理施設は既に全整備を終えています。平成 29 年度に策定された「岐阜県汚水処理施設整備構想」では、将来の人口減少等を踏まえ、公共下水道等への統合により農業集落排水処理施設の施設数は今後減少する見込みとなっています。

圏域別農業集落排水施設数の推移（岐阜県汚水処理施設整備構想より）

圏域名	H29 末 時点 (A)	H37 年度 末	H48 年度 末 (B)	増減 (B-A)
岐阜	18	18	18	0
西濃	36	34	34	△2
中濃	74	63	59	△15
東濃	18	16	16	△2
飛騨	46	45	44	△2
計	192	176	171	△21

○農業集落排水施設の汚泥リサイクル率は 61.1%

環境問題が深刻化している中、農業集落排水施設から排出される汚泥の資源循環は、持続的循環システムの構築に欠かせないものであり、コンポスト化施設の整備を推進しています。

平成 29 年度に発生した集排汚泥 63,866^m³のうち 39,021^m³が肥料や建設資材として有効に活用され、リサイクル率は 61.1%となりました。

圏域別汚泥リサイクル率（H30.3.31）

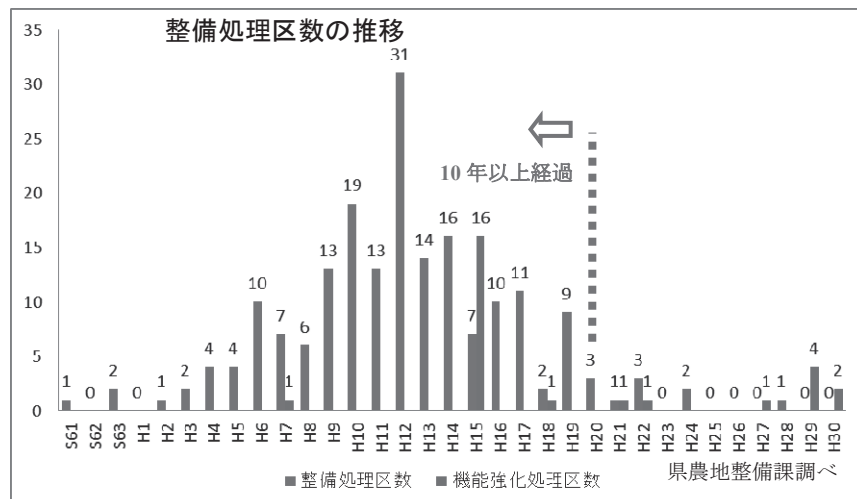
圏域名	汚泥発生量 (m ³)	リサイクル量 (m ³)	リサイクル率 (%)
岐阜	14,408	4,219	29.3%
西濃	13,623	13,032	95.7%
中濃	17,199	7,325	42.6%
東濃	7,083	3,632	51.3%
飛騨	11,553	10,813	93.6%
計	63,866	39,021	61.1%

岐阜県農地整備課調べ

○農業集落排水処理施設の長寿命化に向けた支援が必要

県下の農業集落排水施設 192 施設の内、96%にあたる 185 施設が建設後 10 年を経過しているため、経年変化による機能低下とともに周辺環境の変化に応じた機能強化対策が必要です。

そのため、施設の機能診断及び整備構想の策定を行い、施設の長寿命化を含めた計画的な更新整備を推進しています。



農業用水を活用した小水力発電

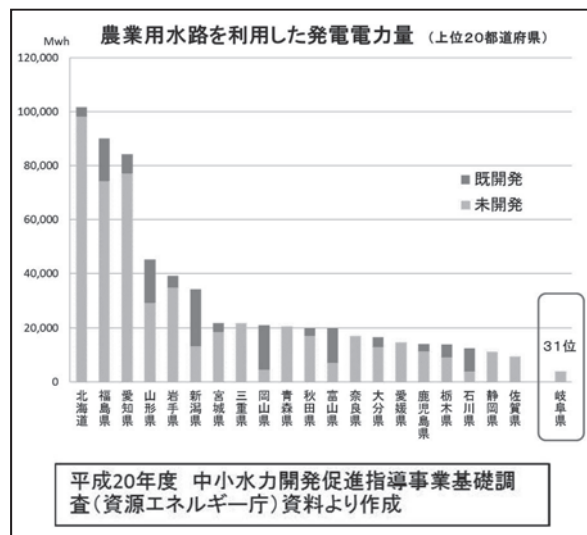
○農業用水を活用した小水力発電の目的

CO₂排出削減による地球温暖化防止の機運の高まりや東日本大震災の影響から、再生可能なクリーンエネルギーに大きな関心が寄せられています。特に、小水力発電は本県が豊富に有する自然資源を積極的に活用できるものとして、期待が高まっています。

県では、農業用水を活用した小水力発電の導入により、過疎化・高齢化が進む農村地域において地域資源の自立自給を図り、地域振興につなげるものとして、重点的に取り組んでいます。

○岐阜県の包蔵水力は全国 1 位

岐阜県の包蔵水力^{※1}は全国 1 位（平成 20 年度資源エネルギー庁）と高いポテンシャルを有していますが、農業用水路を利用した発電電力量は全国 31 位（同調査）となっていることから、既存の社会資本ストックを有効活用する観点で、農業用水を活用した小水力発電の導入を積極的に推進しています。



○導入推進への取組及び体制

・小水力発電導入可能地調査

平成 23～24 年度に「農業水利施設を活用した小水力発電導入可能地調査」を実施し、県内農業水利施設のうち発電ポテンシャルの高い 160 箇所を発電可能地^{※2}に選定しました。

・推進体制

平成 23 年度に県、県土地改良事業団体連合会、市町村、土地改良区で構成する「岐阜県農業水利活用小水力発電推進協議会」（事務局：県土地改良事業団体連合会）を設立し、技術力向上のための研修や専門技術者派遣などの取組みを行っています。

・施設整備

環境に優しい社会づくりとともに、エネルギーの地産地消により「住みよい農村づくり」を推進のため、発電による売電益を土地改良施設等の維持管理費軽減、6次産業化、地域活動などに活用すべく、数十～数百 kW 規模の小水力発電施設の整備を進めています。

これまでに、平成 26 年 2 月の「加子母清流発電所」を始めとして、平成 27 年度に「石徹白清流発電所」、平成 28 年度に「石徹白番場清流発電所」、平成 29 年度に「下辻南清流発電所」他 6 施設、平成 30 年度に「戸ヶ野用水清流発電所」他 1 施設で、合計 12 施設の稼働が開始しました。

※1 包蔵水力：技術的・経済的に開発可能な発電水力資源の量のこと。

※2 発電可能地：通年通水が可能で、出力 1 kW 以上の発電が見込まれる箇所を選定。



都市農村交流

○農林漁業体験者数は20万9千人

農山漁村に滞在して農林漁業体験やその地域の自然や歴史・文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動、いわゆるグリーン・ツーリズムが県内各地で取り組まれています。

近年、都市住民の田園回帰の流れが活発化し、農村地域への注目度が高くなっています。岐阜県内の農林漁業体験者数は年々増加しており、平成29年度は20万9千人となりました。

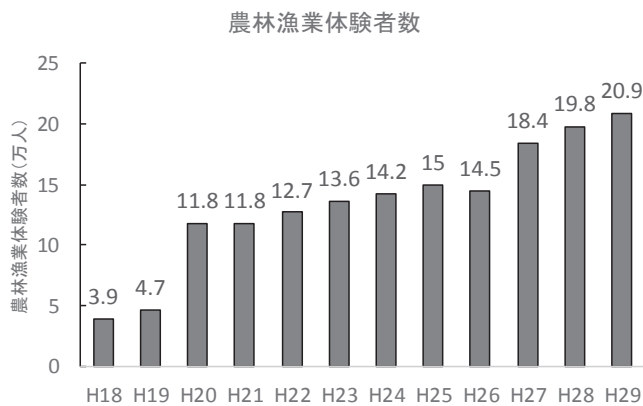
○「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会

県では、グリーン・ツーリズムを推進するため、平成17年に市町村と連携して推進連絡会議を設置し、大都市圏での情報発信や受け入れ体制の整備などに取り組んできました。

平成29年には、「ぎふらしい」「ぎふならではの」グリーン・ツーリズムを実現するため、県内のグリーン・ツーリズム実践者の発意により、民間主導の新たな推進協議会（「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会）が設立されました。グリーン・ツーリズム実践者、棚田保全組織、旅行会社、農業関係団体、市町村等で構成され、現在の会員数は89団体（平成31年1月現在）です。

【「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会の主な取り組み】

- ・他言語対応グリーン・ツーリズム情報発信用WEBサイト「ぎふの田舎へいこう！」やSNSを活用した岐阜県内のグリーン・ツーリズム情報の発信
- ・移住・定住フェア等への出展
- ・ぎふグリーン・ツーリズムネットワーク大会 in 郡上明宝の開催



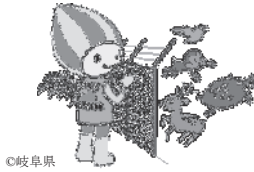
ネットワーク大会の様子

○岐阜県農林漁業体験施設登録制度の推進

岐阜県の豊かな地域資源を生かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録しています。平成31年1月末現在の登録数は81施設となっており、前年度末と比べて2施設増加しました。

○ぎふ一村一企業パートナーシップ運動

農村での地域貢献を検討している企業等呼び込み、企業等のもつノウハウ、資金及び人的ネットワークなど農外の力を活用することにより、農村地域の活性化を図ることを目的として、農村と企業等との協働活動を推進する「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」登録制度を設けています。平成31年3月末現在の登録数は19件となっており、前年度末と比べて5件増加しました。



鳥 獣 被 害 対 策

○農作物の被害額は2億3,994万円

平成29年度の野生鳥獣による農作物被害額は、2億3,994万円となり、前年度比86%と減少しました。鳥獣の種類別では、イノシシによる被害が最も多く1億1,035万円、次いでサル3,759万円、シカ2,847万円の順となっており、主要3獣種で全体の73%を占めています。

主要3獣種の捕獲実績は31,377頭と、集落住民の狩猟免許取得など地域ぐるみで捕獲を行う体制づくりが進み、捕獲頭数が増加しました。

鳥獣別被害状況

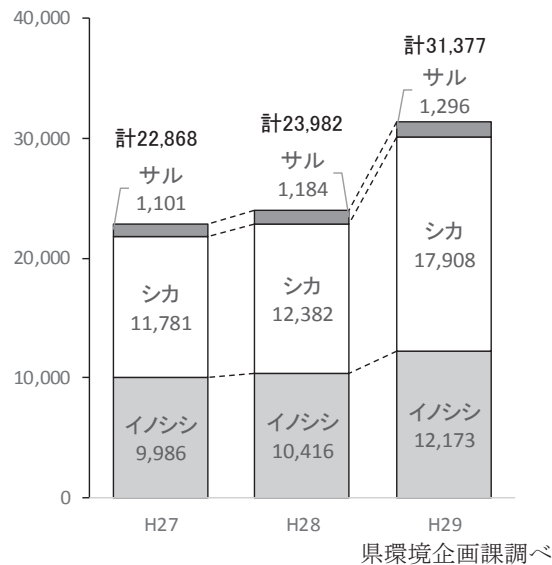
(単位：ha、万円)

鳥獣名	平成28年度		平成29年度	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	181	13,071	140	11,035
シカ	55	3,318	50	2,847
サル	37	4,885	29	3,759
カラス	18	1,988	31	2,285
カモシカ	11	894	10	852
ヌートリア	12	803	8	726
スズメ	3	206	3	167
アライグマ	8	423	3	267
ハクビシン	18	1,235	16	1,032
ヒヨドリ	4	516	2	209
その他	10	546	13	813
合計	356	27,883	305	23,994

(小数点以下四捨五入のため内訳と合計は合わない場合がある)

県農村振興課調べ

捕獲実績(頭)



県環境企画課調べ

○特用林産物の被害額は84万円、森林の被害面積は1,393ha

平成29年次の獣によるしいたけなど特用林産物の被害額は84万円で、前年の131万円から被害額は減少しました。また、平成29年度の獣の食害や皮剥ぎなどによる森林被害面積は1,393ha、被害材積は27,654m³、小径木の被害本数は21万本となっています。対策としては、植栽木を守るための防護柵や幼齢木保護資材の設置を支援しています。

特用林産物の被害状況 (単位：本、ha、万円)

作物名	平成29年次		
	獣名	被害本数・面積	被害金額
乾しいたけ	サル	500本	6万円
生しいたけ	サル	9,400本	78万円
たけのこ	—	—	—
ク　　リ	—	—	—
計			84万円

県産材流通課調べ

森林の被害状況

平成29年度			
被害原因	被害面積	被害材積	小径木被害本数
カモシカ	329ha	3m ³	21万本
シ　　カ	897ha	26,516m ³	—
ク　　マ	148ha	1,132m ³	—
ノウサギ	19ha	3m ³	—
計	1,393ha	27,654m ³	21万本

県森林整備課調べ

○カワウ被害対策

カワウの被害は、アユをはじめ内水面漁業において深刻であることから、4月と11月をカワウ被害対策月間とし、県下最大の繁殖地における個体数調整捕獲や、県下25漁協等(H30)によるねぐら・飛来地における捕獲・追払いなどの総合的な対策を実施しています。

ジビエの利活用



○ジビエ利活用促進の取組み

地域で捕獲された貴重な資源であるイノシシやシカの食肉（ジビエ）を「森のごちそう」として利活用を図る取り組みを進めています。

安全・安心なジビエの提供体制を整備し、ジビエのブランド化へつなげるため、ぎふジビエ衛生ガイドライン（平成 25 年 11 月策定）に則して解体処理された野生獣肉を取扱う事業者を登録する「ぎふジビエ登録制度」を平成 27 年 11 月に創設し、平成 30 年 12 月末で、90 の事業者・店舗を登録しました。

ぎふジビエ登録制度 登録実績

	初回登録 (H28.1)	27年度末 (H28.3)	28年度末 (H29.3)	29年度末 (H30.3)	30年末 (H30.12)
解体処理業者数	7事業者	11事業者	16事業者	18事業者	24事業者
食べられる店など 取扱店舗数	32店舗	35店舗	44店舗	47店舗	66店舗
県内	23店舗	26店舗	35店舗	36店舗	55店舗
愛知県	8店舗	8店舗	8店舗	9店舗	9店舗
東京都	1店舗	1店舗	1店舗	2店舗	2店舗
合 計	39	46	60	65	90

○森のごちそうの里づくり

ぎふジビエを県内外に広く情報発信するため、県内各地域でのジビエの拠点づくりを進めています。平成 30 年度は、飛騨地域にて、イベントを通じた消費者への PR や、商談会等による飲食店やホテル等への販路拡大を集中的に行い「森のごちそうの里」づくりを促進しています。

【平成 30 年度の主な取組み】

＜ジビエ料理祭（H30.11.18）＞

- ・消費者への PR を図るため、高山市にてジビエ料理を提供するジビエ料理祭を開催。
- ・ジビエ料理の販売をするとともに、新射撃場の見学会を開催。

＜市内シェフを招いたジビエ産地見学会（H31.1.16）＞

- ・市内のレストランシェフを招き、解体現場の見学会を開催。

＜飛騨ジビエフェア 2019（H31.1.20～3.10）＞

- ・ぎふジビエ登録店においてオリジナルのジビエ料理を提供するフェアを開催。

＜ジビエ料理講習会（H31.2.7）＞

- ・消費者への PR を図るため、高山市にてジビエ料理を調理・試食するジビエ料理講習会を開催。
- ・一般社団法人 日本ジビエ振興協会主催の料理コンテストで農林水産大臣賞を受賞した料理人によるジビエ料理の調理を見学するとともに、調理実習及び試食を開催。



ジビエ料理祭り



シェフを招いた産地見学会



ジビエ料理講習会